

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 32 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 5 年 2 月 27 日

佐 呂 間 町 農 業 委 員 会

議 事 録 署 名 委 員	10	和 泉 茂 樹	委 員
	11	平 川 智 司	委 員

第 32 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 5 年 2 月 27 日 午後 2 時～午後 2 時 40 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真

佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3	山口 浩之	11	平川 智司
		12	青野 英一郎
5	山前 満		
6	中谷 由広	14	山田 裕之
7	川村 良則	15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
4	田中 裕二		
13	田村 通啓		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

協議事項第 1 号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取り下げについて

報告事項第 2 号 現況証明の専決について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事 務 局 長	只今から、32 回農業委員会を開催いたします。
議 長	出席委員は、16 名中 14 名で、総会は成立しております。
	議事録書名委員の指名を行います。
	署名委員は、10 番 和泉委員さん、11 番 平川委員さんを指名いたします。
	それでは、議事に入りたいと思います。
事 務 局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取り下げについて このことについて、事務局の説明を求めます。
	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取り下げについて 農地法第 3 条の規定に基づき下記の者より提出されていた許可申請について、申請 者から取り下げる旨通知があったので、報告いたします。
	番号 1 土地の所在が永代町 141 番 3、現況地目が畑で面積 1,964 m ² 、譲渡人 ●●●●さん、譲受人●●●●●●●●、取り下げ理由が申請内容再精査のためです。
	以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
	何か質問等、ありませんでしょうか。
	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	——— 異 議 な し ———
議 長	報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
	報告事項第 2 号 現況証明の専決について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第 2 号 現況証明の専決について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、北海道農地法関係事務処理要領第 9 の 4 の (4) のエに基づき専決したことを報告します。
	番号 1 土地の所在が永代町 141 番 3、公簿地目が畑、現況地目が農地採草放牧地以外で雑 種地、面積 1,964 m ² 、所有者 ●●●●さん、願出人 永代町 ●●●●さん、願出 の理由が土地地目変更登記です。この案件は、前回の総会で協議した案件のため専 決処分で証明書を交付しました。
	図面で説明いたしますと (9 ページ) です。申請地につきましては、佐呂間別川堤 防沿い、町民センター東側の土地となっています。
	以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
	何か質問等、ありませんでしょうか。
	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	——— 異 議 な し ———
議 長	報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。
	報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知 書を交付したので報告します。
	番号 1 土地の所在が北 79 番 2 外 3 筆、現況地目が畑で面積 90,756 m ² 、届出者 宮前町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 4 年 11 月 14 日で相続 です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。
	番号 2 土地の所在が栄 16 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で面積 30,783 m ² 、届出者 上川町

議 長	●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和4年11月10日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。	
	以上です。	
	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。	
	何か質問等、ありませんでしょうか。	
各 委 員 長	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。	
	———異議なし———	
事 務 局	報告事項第3号は原案どおり承認いたします。	
	報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について	
	このことについて、事務局の説明を求めます。	
	報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について	
	下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。	
	番号1	
	土地の所在が共立54番1外5筆、現況地目畑が45,691㎡、採草放牧地が37,020㎡、合計面積82,711㎡、契約期間は平成24年1月30日から令和4年1月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和5年1月11日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。	
	番号2	
	土地の所在が共立40番1外15筆、現況地目が畑で合計面積75,675㎡、契約期間は平成22年8月31日から令和2年8月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和4年12月19日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。	
	番号3	
	土地の所在が仁倉553番2、現況地目が畑で面積14,649㎡、契約期間は平成25年2月28日から令和5年2月28日まで、合意解約の成立の日が令和4年12月12日、引渡しの日が令和5年2月28日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。	
	番号4	
	土地の所在が仁倉710番1外1筆、現況地目が畑で合計面積9,166㎡、契約期間は平成25年2月28日から令和5年2月28日まで、合意解約の成立の日が令和4年12月12日、引渡しの日が令和5年2月28日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。	
	番号5	
	土地の所在が仁倉500番3外4筆、現況地目が畑で合計面積15,625㎡、契約期間は平成25年2月28日から令和5年2月28日まで、合意解約の成立の日が令和4年12月12日、引渡しの日が令和5年2月28日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。	
	番号6	
	土地の所在が啓生149番1外5筆、現況地目が畑で合計面積82,629㎡、契約期間は平成30年3月1日から令和5年2月28日まで、合意解約の成立の日が令和4年12月21日、引渡しの日が令和5年2月28日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。	
	番号7	
	土地の所在が仁倉720番外1筆、現況地目が畑で合計面積33,769㎡、契約期間は平成11年2月26日から平成21年11月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和4年12月1日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。	
	番号8	
	土地の所在が中園161番1外7筆、現況地目が畑で合計面積55,947.88㎡、契約期	

	間は平成 25 年 1 月 29 日から令和 5 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 12 月 7 日、引渡しの日が令和 5 年 1 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 9 土地の所在が共立 275 番 5、現況地目が畑で合計面積 6,328 ㎡、契約期間は平成 28 年 2 月 10 日から令和 7 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 5 年 2 月 17 日、通知者が、賃貸人 公益財団法人北海道農業公社、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員 長	———異議なし——— 報告事項第 4 号は原案どおり承認いたします。 次に、議案の審議に入ります。
議 案 第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。
	番号 1. 利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●●さん。土地の所在が共立 54 番 1 外 5 筆、現況地目畑が 45,691 ㎡、採草放牧地が 37,020 ㎡、合計面積 82,711 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 2 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 400,000 円、10 ㎡当たり 4,800 円で、前回も 4,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 18 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（1 ページ）です。申請地につきましては、共立 51 号付近の土地となります。
	番号 2. 利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が共立 ●●●●●さん。土地の所在が共立 40 番 1 外 15 筆、現況地目が畑で面積 75,675 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 2 月 28 日から 5 年間、賃貸料は年額 416,000 円、10 ㎡当たり 5,500 円で、前回は 5,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 12 日から 1 回実施しております。 図面で説明いたしますと（2 ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線共立 50 号付近の土地と、大成 47 号、旧大成牧場付近の土地となります。
	番号 3. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●●さん。土地の所在が仁倉 553 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で面積 23,701 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 125,000 円、10 ㎡当たり 5,300 円で、前回は 5,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 8 日から 2 回実施しております。 図面で説明いたしますと（3 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い仁倉 10 号付近の土地となります。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 500 番 3 外 4 筆、現況地目が畑で面積 15,625 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 1 日から 10 年間、賃貸料は年額 86,000 円、10 ㍻当たり 5,500 円で、前は 6,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 17 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、仁倉川の東側、仁倉東 9 号付近の土地となります。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、啓生 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が永代町 ●●●●さん。土地の所在が啓生 149 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 82,629 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 3 月 1 日から 5 年間、賃貸料は年額 222,000 円、10 ㍻当たり 2,700 円で、前は 2,700 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 23 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）です。申請地につきましては、中園啓生 10 線道路の南側啓生 43 号付近の土地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 720 番外 1 筆、現況地目が畑で面積 33,769 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 2 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 220,000 円、10 ㍻当たり 6,500 円で、前は 7,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 4 年 12 月 9 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、仁倉 9 線道路沿いの土地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 748 番 1B 外 3 筆、現況地目が畑で面積 102,590 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 2 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 320,000 円、10 ㍻当たり 3,100 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 16 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、仁倉 10 線道路沿い仁倉 10 号付近の土地と、仁倉 12 号付近の土地となります。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 892 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で面積 49,721 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 5 年 2 月 28 日から 5 年間、賃貸料は年額 174,000 円、10 ㍻当たり 3,500 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 5 年 1 月 18 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）紫枠の土地です。申請地につきましては、仁倉 10 線道路沿い仁倉 11 号付近の土地となります。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 868 番 1、現況地目が畑で面積 25,912 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令

		和5年2月28日から10年間、賃貸料は年額156,000円、10㍍当たり6,000円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年12月8日から1回実施しております。 図面で説明いたしますと（5ページ）桃色枠の土地です。申請地につきましては、仁倉9線道路沿いの土地となります。 番号10. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉904番1外2筆、現況地目が畑で面積25,805㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年2月28日から10年間、賃貸料は年額129,000円、10㍍当たり5,000円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和5年1月8日から2回実施しております。 図面で説明いたしますと（5ページ）水色枠の土地です。申請地につきましては、仁倉12号道路沿いの土地となります。 番号11. 利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●さん。土地の所在が西富200番1、現況地目が畑で面積4,199㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は420,000円、10㍍当たりの単価は100,000円です。あっせん会につきましては、令和4年4月30日から3回実施しております。 図面で説明いたしますと（6ページ）です。申請地につきましては、西富若里幹線道路沿い、佐呂間浄水場付近の土地となります。 番号12. 利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が中園161番1外7筆、現況地目が畑で面積55,947.88㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年2月28日から10年間、賃貸料は年額223,000円、10㍍当たり4,000円で、前回も4,000円でした。あっせん会につきましては、令和5年1月25日から1回実施しております。 図面で説明いたしますと（7ページ）です。申請地につきましては、中園武士12線道路沿い、中園39号付近の土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 議	委 員 長	———異議なし——— 議案第2号は原案どおり決定いたします。 次に協議事項の審議に入ります。
事 務 局		協議事項第1号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について このことについて、事務局の説明を求めます。 協議事項第1号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐呂間町長より意見を求められた下記の農用地配分計画について協議願います。 番号1. 利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●●●●●。土地の所在が、共立275番5、現況地目は畑で合計面積6,328㎡。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和5年4月14日から令和7年11月30日まで3年間、賃貸料は年額27,000円、10㍍当たり4,300円です。土地の所有者は、●●●●さんです。

議 長	図面で説明いたしますと（8 ページ）です。申請地につきましては、共立 51・53 号道路沿いの土地となります。 以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員 長 議	———異議なし——— 協議事項第 1 号は原案どおり決定いたします。 その他 各委員さんの方から何かありませんか。
各 委 員 長 議	———ありません——— なければ第 32 回農業委員会総会を終ります。